

令和8年度秋田市国土基本図更新業務委託
特記仕様書

令和8年5月

秋田市都市整備部都市計画課

令和8年度秋田市国土基本図更新業務委託特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書(案)は、秋田市(以下「委託者」という。)が実施する「令和8年度秋田市国土基本図更新業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、委託者が所有する空中写真測量成果をもとに、都市計画区域の現況について修正数値図化を行い、今後の都市計画行政に基礎的に必要とされる国土基本図データを整備するものである。

国土基本図は地図情報レベル2500で整備するものとし、数値地形図データファイルの更新も合わせて行うものである。

(準拠する法令等)

第3条 本業務を実施するにあたり、本仕様書のほか、次の各号に掲げる関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令および同施行規則
- (2) 土地基本法(平成元年法律第84号)
- (3) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)
- (4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、同施行令および同施行規則
- (5) 測量法(昭和24年法律第188号)
- (6) 公共測量作業規程の準則
- (7) 秋田市公共測量作業規程
- (8) 国土基本図図式規程(国土地理院監修)
- (9) 地理情報標準プロファイルJPGIS2014
- (10) 秋田市財務規則
- (11) その他関係法令等

(提出書類)

第4条 受託者は、本業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる書類を委託者に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者通知書および管理技術者の経歴書並びに資格証の写し
- (3) 照査技術者通知書および照査技術者の資格証の写し
- (4) 業務工程表
- (5) 業務計画書

(技術者の配置)

第5条 受託者は、実務経験が豊かな者を技術者として適正に配置するとともに、本業務の内容について十分に熟知した高度の技術、知識および実績を有する者を管理技術者および照査技術者として配置するものとする。

2 管理技術者と照査技術者は、兼務できないものとする。

(貸与資料)

第6条 本業務における貸与資料は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 平成26・27・28・29・令和7年度秋田市国土基本図更新業務委託成果
数値地形図レベル2500データ (DM、ShapeおよびPDF形式)

(2) 令和7年度秋田市固定資産税地理情報システム航空写真撮影および基礎地形データ更新業務委託成果

ア 空中写真測量成果 (地上画素寸法：8 cm)

イ 同時調整成果 (標定点測量成果を含む)

ウ 家屋形状データ (令和7年1月1日時点)

エ 字界データ

(3) その他必要資料

2 受託者は貸与された資料を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

3 受託者は貸与された資料の取り扱いについては十分に注意し、汚損、破損の無いように慎重に取り扱うものとする。

また、本業務完了後速やかに委託者に返却しなければならない。

(打合せ協議)

第7条 業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は密接な連絡調整を図るものとし、業務着手時、中間1回、成果品納入時の計3回程度の打合せ協議を実施するものとする。

なお、打合せ記録簿は、打合せ後速やかに作成・提出し、協議内容の確認を行うものとする。

第2章 業務概要

(業務概要)

第8条 本業務の概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 修正数値図化レベル2500 (家屋形状データ使用)

ア 作業計画 45.84km²

イ 予察 45.84km²

ウ 現地調査 45.84km²

エ 修正数値図化 45.84km²

オ 修正数値編集	45.84km ²
カ 数値地形図データファイルの更新	45.84km ²
(2) 打合せ協議（業務着手時、中間1回、成果品納入時）	1 業務
(3) 測量成果品検定（地図情報レベル2500修正Aランク）	3 km ²

第3章 修正数値図化レベル2500

（作業計画）

第9条 作業計画は、本仕様書に基づいた業務実施計画および細部工程計画を検討・立案するとともに、使用機材の点検を行い、以後の諸作業に資するものとする。

- 2 各工程は修正範囲、修正量等を十分考慮するものとする。
- 3 修正変化率は一律20%と想定する。

（予察）

第10条 撮影された空中写真を地図情報レベル2500で出力し、旧数値地形図データファイルの出力図（修正素図）と比較点検の上、目視で対比する手法により修正箇所（経年変化箇所）の抽出を行うものとする。

（現地調査）

第11条 修正データ作成のために必要な、空中写真で判読不能又は困難な各種表現事項および名称等を現地において調査し、予察結果を確認するものとする。

- 2 作業においては、修正図化素図（修正データの出力図）、出力した空中写真等を利用するものとする。
- 3 必要に応じて現地測量を実施するものとする。

（修正数値図化）

第12条 予察結果に基づき、修正箇所（経年変化箇所）について、デジタルステレオ図化機を使用して地形図に必要な各種の表現事項を測定描画し、修正データを取得するものとする。

- 2 貸与資料の家屋形状データを骨格とし、それ以外の地物について修正数値図化を実施するものとする。
- 3 「測地成果2024」に合わせた等高線の修正は、対象外とする。

（修正数値編集）

第13条 図形編集装置を用いて、新たに取得した修正データと旧数値地形図データとの整合性を図り、編集済数値地形図データを作成するものとする。

（数値地形図データファイルの更新）

第14条 修正数値編集で作成された編集済数値地形図データを所定の仕様に従って電

磁的記録媒体へ記録するものとする。

なお、データは、数値地形図データファイルの他にShape形式、DXF形式、SXF形式およびPDF形式で作成するものとし、Shape形式については、数値地形図データファイルと同様に公共測量標準図式ごとにレイヤを設定するものとする。

第4章 成果品等

(測量成果品検定)

第15条 受託者は、本業務の完了前に測量成果品の品質管理を行うため、成果データの約5%に対し、公益社団法人日本測量協会測量技術センターによる測量成果品検定を実施し、成果品に問題がないことを証明した検定証明書の写しを委託者に提出しなければならない。

2 手続に必要な経費は、受託者の負担とする。

(品質評価および精度管理)

第16条 品質評価は、製品仕様書で定める品質評価手順書に従い、規定するデータ品質が満足しているかの評価を行うものとする。

2 精度管理については、各工程において作業規程の準則に準じた精度管理を実施し、精度管理表にとりまとめを行うものとする。

(メタデータの作成)

第17条 メタデータの作成は、製品仕様書に従いファイルの管理および利用において必要となる事項について作成するものとする。

(完了検査)

第18条 受託者は、本業務の完了時に以下の書類を提出し、委託者の実施する完了検査を受けなければならない。

- (1) 完了報告書
- (2) 納品書

(成果の帰属)

第19条 本業務における成果は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の承諾を受けずに第三者に公表、譲渡および貸与してはならない。

(成果品)

第20条 本業務で納入する成果品は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国土基本図現況図 出力図 (1/2500、A0紙) 22面
- (2) 同 データファイル (DXF、SXFおよびPDF形式) 1式

- | | |
|--|----|
| (3) 数値地形図データファイルレベル2500 (DM、Shape、DXF、SXFおよびPDF形式) | 1式 |
| (4) 数値地形図データファイル説明書および精度管理表 | 1式 |
| (5) メタデータファイル | 1式 |
| (6) 製品仕様書 | 1式 |
| (7) 測量成果品検定証明書 | 1式 |

(成果品の帰属)

第21条 本業務における成果品は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の承諾を受けずに第三者に公表、譲渡および貸与してはならない。

第5章 その他

(疑義)

第22条 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じたときは委託者と協議し、決定するものとする。

令和8年度秋田市国土基本図更新業務委託 業務実施区域

